

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に当たるときは、その翌日)

鳥取県農業近代化資金利子補給規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

鳥取県規則第五号

鳥取県農業近代化資金利子補給規則等の一部を改正する規則

(鳥取県農業近代化資金利子補給規則の一部改正)

第一条 鳥取県農業近代化資金利子補給規則（昭和三十七年一月鳥取県規則第二号）の一部を次のように改正する。

目次

- 規則
鳥取県農業近代化資金利子補給規則等の一部を改正する
規則（農地経済課）

肥料の登録（農業改良課）

肥料の登録の更新（〃）

公有水面の埋立ての免許の出願（漁港課）

建築基準法による道路の位置の指定（建築課）

鳥取海区漁業調整委員会委員の選挙権を有する者の総数の三分の一の数

個人演説会を開催することができる施設を指定した旨の報告

教育委員会の招集（総務課）

遊技機の型式の認定（防犯少年課）

◆選管告示

◆教委告示

◆公安告示

鳥取県知事 西尾邑 次

年三・九五パーセント」を「年三・八二五パーセント」に改め、同条第六項中「年一・四五パーセント」を「年一・四二五パーセント」に、「年三・九五パーセント」を「年三・八二五パーセント」に改め、同条第七項中「年四・〇二五パーセント」を「年三・八七五パーセント」に改め、同条第八項中「年一・四五パーセント」を「年一・四二五パーセント」に、「年二・九五パーセント」を「年二・八二五パーセント」に改め、同条第

め、同条第九項中「年一・四五パーセント」を「年一・四二五パーセント」に、「年一・一五パーセント」を「年一・〇七五パーセント」に改める。

附則第三項中「年一・五パーセント」を「年一・四パーセント」に、「年一・六五パーセント」を「年一・五パーセント」に、「年一・五パーセント」を「年一・四パーセント」に、「年一・六五パーセント」を「年一・五パーセント」に、「年〇・七五パーセント」を「年〇・六五パーセント」に、「年〇・八五パーセント」を「年〇・七五パーセント」に改める。

別表第一号から第四号までの規定中「年一・五パーセント」を「年一・四四パーセント」に、「年一・五パーセント」を「年一・四パーセント」に、「年〇・七パーセント」を「年〇・六五パーセント」に改め、同表第五号中「年一・六五パーセント」を「年一・五パーセント」に、同表第七号中「年一・八五パーセント」を「年一・七五パーセント」に改め、同表第六号中「年一・五パーセント」を「年一・四パーセント」に、「年〇・七パーセント」を「年〇・六五パーセント」に改め、同表第二号中「年一・五パーセント」を「年一・四パーセント」に、「年一・五パーセント」を「年一・四パーセント」に、「年一・五パーセント」を「年一・四パーセント」に、「年〇・七パーセント」を「年〇・六五パーセント」に改め、同表第三号中「年一・五パーセント」を「年一・五パーセント」に、「年一・五パーセント」を「年一・四パーセント」に、「年一・五パーセント」を「年一・四パーセント」に改める。

(鳥取県農業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則の一部改正)

第二条 鳥取県農業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則(昭和六十年八月鳥取県規則第四十一号)の一部を次のように改正する。

附則第三項中「年一・五パーセント」と「年一・五パーセント」と、「年一・六五パーセント」を「年一・五パーセント」

に、「年一・五パーセント」と、「年一・四パーセント」と、「年一・六五パーセント」を「年一・五パーセント」に、「年〇・七五パーセント」を「年〇・六五パーセント」に、「年〇・八五パーセント」を「年〇・七五パーセント」に改める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の鳥取県農業近代化資金利子補給規則の一部第二条の規定による改正後の鳥取県農業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則(昭和六十年八月鳥取県規則第四十一号)の規定は、昭和六十二年二月二十日から適用する。

3 昭和六十二年二月二十日前に貸し付けられた農業近代化資金については、なお従前の例による。

告 示

鳥取県告示第百九十四号

肥料取締法(昭和二十五年法律第百二十七号)第七条の規定に基づき、次の肥料を登録したので、同法第十六条第一項の規定により告示する。

昭和六十二年三月十三日

鳥取県知事 西 尾 国 次

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(パーセント)	その他の規格	生産業者の名称及び住所	登録年月日
鳥取県 第五一〇号	乾燥菌体肥料	オオシーズ乾燥菌体肥料	窒素全量 五・五 りん酸全量 三・五	公定規格のとおり	大篠津食品工業株式会社 米子市大篠津町三一九七	昭和六十一年五月十三日
鳥取県 第五一一号	副産動物質肥料	フィッシュシリツチ	窒素全量 六・〇	"	鳥取缶詰株式会社 境港市弥生町四二	昭和六十一年九月十二日
鳥取県 第四三三号	甲殻類質肥料 粉末	四・〇かにがら粉末あし	窒素全量 四・〇 りん酸全量 六・〇	保証成分量(ペーセント) その他規格	株式会社上野 境港市昭和町七	昭和六十二年三月十三日
鳥取県 第四九二号	" ら粉末こうら	四・〇かにがら りん酸全量 三・〇	窒素全量 四・〇	生産業者の名称及び住所 登録有効期限	昭和六十七年五月三十日	昭和六十七年五月二十三日

鳥取県告示第百九十五号

肥料取締法(昭和二十五年法律第二百二十七号)第十二条の規定に基づき、次の肥料の有効期間を更新したので、同法第十六条第一項の規定により告示する。

昭和六十二年三月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県 第四三四号	"	四・〇かにが ら粉末	窒素全量 四・〇 りん酸全量 六・〇	有限会社宝水産 境港市昭和町一二一三一	昭和六十七年六月二日
鳥取県 第四九四号	乾燥菌体肥料	水産乾燥菌体 肥料二号	窒素全量 六・〇 りん酸全量 三・五	公定規格のと おり	社団法人境港水産加工汚水処理公 社 境港市昭和町一二一九
鳥取県 第四九五号	蒸製魚鱗及び その粉末	蒸製うろこ粉	窒素全量 六・〇 りん酸全量一八・〇	"	昭和六十四年七月三日
鳥取県 第四〇七号	たばこくず肥 料粉末	末	窒素全量一・〇 加里全量 四・〇		昭和六十七年七月三日
鳥取県 第四一三号	肉骨粉	六・五肉骨粉	窒素全量 六・五 りん酸全量一二・〇	中央化成株式会社倉吉支店 東伯郡羽合町大字田後三〇五一 昭和六十八年一月十一日	昭和六十八年一月十一日
				北陽油脂株式会社 境港市渡町一一九 昭和六八年二月九日	昭和六八年二月九日
鳥取県告示第百九十六号	鳥取県知事 西尾邑次	鳥取市東町一丁目一一〇			
公有水面の埋立ての免許の出願があつたので、公有水面埋立法（大正十 年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、次のとおり告示する。	(一) 位置 その願書及び関係図書は、この告示の日から起算して三週間鳥取県農林 水産部漁港課及び氣高町役場に備え置いて公衆の縦覧に供する。	鳥取市東町一丁目一一〇			
昭和六十二年三月十三日	鳥取県知事 西 尾 邑 次				
一 出願人の名称、代表者の氏名及び住所					

(一) 区域
1. 気高郡氣高町大字酒津字清水谷九七三の地先公有水面
2. 次の1の地点から6の地点までを順次に直線で結んだ線及び6の地
点と1の地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域

1. の地点 津港東3号防波堤灯台（北緯三五度三一分二〇秒東經
一三四度〇五分二七秒）から一二三度〇〇分九四・六〇メ

- (一) 一トールの地点
2 の地点 1 の地点から一五七度三〇分一四・五〇メートルの地点
3 の地点 2 の地点から二七九度三〇分五一・〇〇メートルの地点
4 の地点 3 の地点から三三九度三〇分一三・一〇メートルの地点
5 の地点 4 の地点から九九度三〇分二七・一〇メートルの地点
6 の地点 5 の地点から九度三〇分一・〇〇メートルの地点
- (二) 面積
六〇九・四七平方メートル
- 三 埋立てに関する工事の施工区域
(一) 位置
氣高郡氣高町大字酒津字村東ノ切三七一一八から同大字字西松ヶ谷九七〇一一までの陸地及びそれらの地先公有水面
- (二) 区域
次のアの地点からエの地点までを順次に直線で結んだ線及びエの地点とアの地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域
- アの地点 酒津港東3号防波堤灯台から一〇八度三〇分一三〇・五〇メートルの地点
- イの地点 アの地点から一八〇度三〇分一〇九・二〇メートルの地点
- ウの地点 イの地点から二三五度〇〇分一一・〇〇メートルの地点
- エの地点 ウの地点から三四八度〇〇分一九七・七〇メートルの地点
- 点
- (三) 面積

一七、四四六・八〇平方メートル

四 埋立地の用途

漁港施設用地

五 出願年月日
昭和六十二年三月五日

鳥取県告示第百九十七号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を昭和六十二年三月十三日次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第十条の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部建築課において縦覧に供する。

昭和六十二年三月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

申請人の住所及び氏名	道路の位置の指定場所	道路の幅員及び延長 (メートル)
鳥取市青葉町二丁目二〇三 積水ハウス株式会社鳥取営業所 所長 藤本博幸	鳥取市湖山町南三丁目 四三六一四の一部並びに四三六一一及び 四三六一四の地先水	幅員 四・〇〇九・二五 延長 一四・八〇
路		

昭和62年3月13日 金曜日

鳥取県公報

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第二十一号

昭和六十一年十二月五日現在における鳥取海区漁業調整委員会委員の選挙権を有する者の総数の三分の一の数は、次のとおりであるので、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第九十九条第二項の規定により告示する。

昭和六十一年三月十三日

鳥取県選挙管理委員会委員長 面 谷 規 夫

鳥取海区において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 二、八二九

鳥取県選挙管理委員会告示第二十二号

三朝町選挙管理委員会から、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第一百六十一条第一項第三号に規定する個人演説会を開催することができる施設を次のとおり指定した旨の報告があつたので、同条第四項の規定により告示する。

昭和六十一年三月十三日

鳥取県選挙管理委員会委員長 面 谷 規 夫

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第七号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

昭和六十一年三月十三日

鳥取県教育委員会委員長 倉 都 福之助

一 日時

昭和六十一年三月二十三日（日）午前十一時十五分

三月二十四日（火）休会

三月二十五日（水）午後三時

二 場所

三月二十三日

鳥取市東町一丁目二七一 鳥取県教育委員会委員室

三月二十五日

鳥取市末広温泉町五五六 公立学校共済組合鳥取宿泊所「白兔会館」

施設の名称	所 在 地
小鹿地区多目的研修会施設	鳥取県東伯郡三朝町大字片柴九一三

三 議題

- 1 県立学校長人事について
- 2 その他

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第十八号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認めたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第九条第一項の規定により告示する。

昭和六十二年三月十三日

鳥取県公安委員会委員長 八 村 信 三

遊技機の種類	型 式	製造業者名
ベースボール	ホープさん	スペースラブⅢ
		奥村遊機株式会社

ぱちんこ遊技機

コンバットII

コスマバトラーII

スーパー七パート一二

スーパー七パート一三

コスマクルーザー

株式会社ソフィア

株式会社大一商会